前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第十八条の二第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　株式会社大成互助センター

②　代表者の氏名　代表取締役　勝山　宏則

③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　東京都品川区西五反田二丁目一〇番二号

④　その他の営業所及び代理店の名称及び住所

品川支部　東京都品川区東中延一丁目一番一一号、横浜支部　神奈川県横浜市青葉区つつじが丘一〇番一五号、有限会社キラックス　神奈川県横浜市青葉区青葉台二丁目一七番三号、小泉知子代理店　東京都品川区東品川一丁目八番七号棟一一〇五

二、廃止した営業所又は代理店の名称及び所在地並びにその廃止の年月日

横浜支部　神奈川県横浜市青葉区つつじが丘一〇番一五号　令和七年三月三十一日、横浜南支部　神奈川県横浜市旭区東希望が丘一四〇番　令和五年九月三十日、品川支部　東京都品川区東中延一丁目一一番一一号　令和七年三月三十一日、有限会社キラックス　神奈川県横浜市青葉区青葉台二丁目一七番三号　令和七年三月三十一日、株式会社ワールド企画　神奈川県川崎市高津区溝口二丁目一三番三〇号　令和六年十二月三十一日、石塚千寿子代理店　神奈川県横浜市旭区南希望が丘一二三番　令和五年三月三十一日、横浜南支部　神奈川県横浜市旭区さちが丘四四番地三号　令和二年十月三十一日

三、当該前払式特定取引業者の営業保証金の総額及び取戻しをしようとする営業保証金の額

営業保証金の総額　六十五万円

取戻しをしようとする営業保証金の額　三十五万円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

令和八年二月二十七日

東京都品川区西五反田二丁目一〇番二号

株式会社大成互助センター

代表取締役　勝山　宏則